

社会福祉法人森山学園役員及び評議員等の報酬等の支給に関する基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森山学園(以下「法人」という。)の定款第8条(評議員の報酬等)及び、第22条(役員の報酬等)に定める役員及び評議員等の報酬等の支給について必要な基準を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(成立要件)

第3条 この規程の成立は当法人の評議員会の承認を要件とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第5条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第10条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表5により報酬を支払うことができる。

(報酬の支払い方法)

第11条 理事長及び役員等の報酬は、支払いが生じた時期に、すみやかに指定銀行口座へ振り込みにて支給する。税は源泉徴収とする。

(改正)

第12条 この規程の改正は評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は評議員会の承認を経て、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	日額 10,000 円
評議員会出席報酬等	日額 10,000 円

別表2（第5条及び第6条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬等	月額 500,000 円
理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000 円
監事報酬等	日額 15,000 円

別表3（第7条関係）

名 称	報 酬 1 日
報酬及び旅費	15,000 円

別表4（第9条関係）

名 称	報 酬 1 日
報酬及び旅費	10,000 円

別表5（第10条関係）

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 10,000 円